

英文石炭用航海傭船 契約書式制定趣旨書



社団法人日本海運集会所書式制定委員会
英文石炭用航海傭船契約書式制定審議小委員会

昭和48年のいわゆるオイルショックを契機にわが国のエネルギー政策は石油と並び石炭にも重点を置くこととなり、以降わが国の石炭輸入量は大幅に増加した。このような事態に対処し、あわせて石炭の日本向け運送業務の円滑化に役立てるため、書式制定委員会は、昭和55年12月18日開催の同委員会において、英文石炭用航海傭船契約書式の制定を決定した。この目的のために、書式制定委員会の下に各業界の実務者を中心とする英文石炭用航海傭船契約書式制定審議小委員会が設置された。同小委員会は、昭和56年4月27日から昭和58年1月31日まで34回会合を開き慎重審議の結果、COAL CHARTER PARTY (略称：NIPPONCOAL) (案)を作成した。書式制定委員会は、昭和58年3月7日開催の同委員会において同案を承認するとともに、同書式の国際的普及を考慮し、ボルチック海国際海運同盟 (略称：BIMCO) 書式委員会に同書式の採択を促すことを決議した。BIMCO 書式委員会は昭和58年11月9日開催の同委員会において本書式の採択を決定した。

なお、書式制定審議小委員会委員は以下の各氏であった。

〔船 社〕	川 原 常 雄 (大阪商船三井船舶)
	宮 脇 亮 次 (ジャパンライン)
	織 田 正 夫 (第一中央汽船)
	高 橋 広 子 (日本郵船)
	田 中 慶 則 (新和海運)
	(前任 倉 益 堯 史)
	(前任 富 沢 進)
	斎 藤 和 夫 (山下新日本汽船)
	(代理 竹 村 英 員)
	(前任 高 田 正 明)
	志 賀 十 良 (川崎汽船)
	(前任 岡 野 光 明)
	矢 吹 忠 彦 (昭和海運)
	(代理 植 松 俊 行)
〔商 社〕	萩 原 絃 一 (住友商事)
	堀 口 幸 敬 (伊藤忠商事)
	久 保 田 実 (三菱商事)
	(前任 高 橋 謙 二)
	栗 城 英 毅 (丸 紅)
	(前任 小 林 光 明)
	森 口 隆 夫 (日綿実業)
(代理 関 喜 重)	
(代理 前 川 利 彦)	

	藤	達	雄	(三井物産)
		(前任)	村山	太郎
	梅	原	隆志	(日商岩井)
		(前任)	木原	正弥
[鉄鋼]	藤	森	直樹	(神戸製鋼所)
		(前任)	佐伯	寿一
	金	子	義明	(日本鋼管)
	○	宮	島	良純
				(新日本製鉄)
	門	馬	洋太郎	(住友金属)
	仲	田	裕一	(川崎製鉄)
			(代理)	江山雅裕
			(代理)	本田信裕
[電力]	竹	若	弘一	(電源開発)
[損保]	中	島	庸雄	(大正海上火災保険)
[仲立]	◎	増	田	晴男
				(山水海運)

(◎印委員長、○印副委員長)

1. 審議方針

本小委員会で作成する書式は

- 1) オーストラリア、カナダ、米国等から主として日本向け石炭の輸送に使用するためのものとする。
- 2) 一航海用のC/Pとする。
- 3) 原料炭と一般炭を対象とする。

2. 審議方法

日本向けの石炭については、IRON ORE CHARTER PARTY (Code Name: NIPPONORE) 書式のうちのかなりの条項をそのまま使用できると思われたので、同書式を基に審議を進めた。

3. 名称及びレイアウト

名称を COAL CHARTER PARTY、Code Name を NIPPONCOAL とし、レイアウトは NIPPONORE 書式と同様ボックス・レイアウトを採用した。

4. 逐条説明

第1条 (船積港、貨物、荷揚港)

石炭の輸送に使用される船舶の大半が機械積荷役とグラブ・デイスチャージに適したものであるため、その旨を明定した。積揚港に関する“so near thereto as she may safely get”といういわゆる近接港約款は、近接港に積揚施設がなく荷役が不可能であるという理由でこれを削除した。

第2条 (運賃)

運賃は実状に従い全額前払とし、運賃算定の基礎となる積み高は、反対の特約がない限り、積地における draft survey によって決定することとした。

運賃確定取得約款は、集会所の他の書式とほぼ同様の規定である。

第3条 (発航電報)

石炭の場合、一航海に複数の銘柄の貨物を積むのが普通であるため、船積港向け最終港からの発航電報にホールド別の積取り可能数量を明示するよう規定した。

船積港及び荷揚港の到着予定通知に関する規定は、NIPPONORE と同様の規定である。

第4条 (レイデイズ及び解約期日)

いわゆるレイ・キャンの規定である。本船の船積港到着が解約期日に間に合わないことが明らか

かとなったときは、船主は傭船者に契約解除権を行使するか否かを問い合わせることができ、そのような場合の傭船者の回答期限は、E. T. A. の48時間前とした。NIPPONORE と AMWELSH との中間的な規定とした。

第5条 (船積み及び荷揚げ)

積揚港における碇泊期間の開始、碇泊期間の計算については NIPPONORE と同様の規定とし、バースがふさがっている場合の取扱い等については、NIPPONORE の規定と Baltic Conference General Waiting Berth Clause (Genwait) 1968 との選択とした。

第6条 (ハッチ開閉のための時間と費用)

荷役開始前にハッチを開け、終了後閉めるための時間、危険及び費用は、船主の負担とする旨を定めた。NIPPONORE の規定を更に明確にした。

第7条 (滞船料及び早出料)

滞船料と早出料の支払に関する規定で、精算地、通貨のほか精算時期についても約定できるようにした。(32、33欄)。

第8条 (両船内荷役船主無関係)

NIPPONORE と同様、船積み、積付け、荷ならし及び荷揚げの危険と費用は、船主無関係とした。

第9条 (時間外手当)

時間外手当は、これを命じた者の負担とし、港湾当局その他行政機関によって命じられた場合には、傭船者の負担とした。集会所の他の書式と同様の規定。

第10条 (賦課金及び諸掛り)

貨物に対する賦課金及び諸掛りは傭船者の負担とし、本船に対するものは船主の負担とした。集会所の他の書式と同様の規定。

第11条 (代理店)

積揚港における本船の代理店に関する規定で、集会所の他の書式と同様の規定。

第12条 (ステベドア・ダメージ)

積揚荷役中に生じたステベドア・ダメージは、船主と荷役業者との間で直接解決する旨を規定することが多いので、その旨を規定し、傭船者は早期解決に協力するものとした。

第13条 (離路)

船主に離路の権利を与えるもので、集会所の他の書式と同様の規定。

第14条 (船荷証券)

船長が提示された船荷証券に署名すべきことと傭船者の補償に関するもので、集会所の他の書式と同様の規定。

第15条 (責任及び免責)

本傭船契約及びその下で発行される船荷証券には1924年ブラッセル条約(ヘーグ規則)(又はヘーグ・ウィスビー規則が強制的に適用される場合は、同規則)が適用されること、及び特定の事由によって生ずる滅失、損傷、遅延及び傭船契約の不履行についていずれの当事者も責任を負わない旨を規定した。

第16条 (船主の留置権)

船主が運賃、滞船料等について貨物の上に留置権を有し、傭船者は荷揚港で生じた滞船料につき責任を負う旨を規定した。

第17条 (割増保険料)

本船の船齢、国籍、船級によって貨物に割増保険料がかかるときは、すべて船主の負担とする旨の規定で、ただし、割増保険料の上限はロンドン保険市場での最低料率を超えないとした。

第18条 (再傭船)

本船の全部又は一部を再傭船に出す権利を傭船者に与える規定で NIPPONORE と同様のもの。

第19条 (代 船)

船主に代船を提供する権利を与える規定で、NIPPONORE と同様のもの。

第20条 (共同海損)

共同海損は1974年ヨーク・アントワープ規則によって、約定したところに従って精算し、決済する旨の規定で NIPPONORE と同様のもの。

第21条 (ストライキ)

General Strike Clause に基づいている。ただし、General Strike Clause の第1項は第15条166行目以下の相互免責規定と重複するので、削除した。

船積港でストライキ又はロックアウトが発生した場合に、傭船者が碇泊期間の計算に同意しないときは、船主は契約を解除できるが、自己の勘定でストライキ又はロックアウトが終了するまで本船を待機させることもできる旨を明定した。一部の貨物を船積みした後にストライキ又はロックアウトが発生し、かつ、傭船者が碇泊期間の計算に同意しないときは、船主は自己の勘定で追積みすることができるが、コンタミ防止の注意規定を設けた。

荷揚港でストライキ又はロックアウトが発生した場合については、NIPPONVOY にならって碇泊期間は計算せずに、滞船料の半額を支払って本船を待機させるか、代替港を指定するかの選択権を傭船者に与える規定とした。

第22条 (双方過失衝突約款)

集会所の他の書式にならって規定した。

第23条 (ニュージェyson・クローズ)

集会所の他の書式にならって規定した。

第24条 (結 氷)

NIPPONORE を一部修正した。船積港結氷のおそれがある場合に、revised orders を求められた傭船者が翌作業日以内に orders を出さないときは、本傭船契約は無効となるものとした。一部の貨物を船積みした後に結氷の危険が生じた場合に、船主が追積みすることを認めたが、ストライキ条項と同様コンタミ防止の規定を設けた。

第25条 (戦争危険)

NIPPONORE の規定に一部船積み後の追積みについてコンタミ防止の規定を追加した。

第26条 (戦争条項)

特定の国が戦争に参加した場合に、本傭船契約が無効となる旨の規定で NIPPONORE と同様のもの。

第27条 (仲介手数料)

仲介手数料は実状に従い、滞船料についても支払われるべきことを規定した。

第28条 (仲 裁)

他の特約がない限り、本傭船契約から生ずる紛争は集会所の仲裁に付託する旨の仲裁約款で、NIPPONORE と同様のもの。ただし、44欄で東京以外の地を仲裁地とした場合には、その地で適用される法及び手続による仲裁とした。

以 上